

最終更新日:2016年7月1日

日糧製パン株式会社

代表取締役社長 吉田 勝彦

問合せ先:取締役 北川 由香里

証券コード:2218

<http://www.nichiryo-pan.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業倫理とコンプライアンスを確立し、健全かつ効率的な経営を行うことを企業の社会的責任を全うする上で最も重要な課題であると位置付けており、このことが、企業価値を高め、持続的な成長へつながると認識しております。その実現のために、株主の皆様やお得意先様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、現在の株主総会、取締役会、経営会議、監査役会、会計監査人などの機能を一層強化しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。また、株主・投資家の皆様には、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山崎製パン株式会社	5,982,969	28.43
日糧取引先持株会	3,132,871	14.89
日糧従業員持株会	1,208,996	5.74
株式会社ADEKA	1,052,000	5.00
株式会社北洋銀行	1,038,428	4.93
相馬商事株式会社	821,622	3.90
東京海上日動火災保険株式会社	300,668	1.42
株式会社セイコーマート	210,000	0.99
桜井通商株式会社	187,142	0.88
日本生命保険相互会社	178,846	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

当社は、山崎製パン株式会社と業務資本提携契約を締結しており、同社は、当社の主要株主である筆頭株主およびその他の関係会社であり、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

株式会社セイコーマートは平成28年4月1日付にて、株式会社セコマへ商号変更いたしました。

桜井通商株式会社は平成28年4月1日付にて、メディパルフーズ株式会社へ商号変更いたしました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

札幌 既存市場

決算期

3月

業種

食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
山本 隆行	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 隆行	○	当社独立役員 山本隆行法律事務所 弁護士	山本隆行氏は、弁護士としての経験と専門的な知識を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から、監督していくとともに、経営全般に対する助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 同氏は、現在および過去において、札幌証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、内部監査室が内部監査規定および内部監査実施手続要領に基づき、当社および子会社を対象に業務全般にわたる監査を実施しております。監査の結果は内部監査報告書を代表取締役社長へ提出し、監査役へその写しを提示し、内容について説明し、意見を求めております。また、事業年度末ならびに中間期における監査時には、隨時意見交換を実施しております。監査役監査は、監査役会で定めた監査役監査基準、監査計画に基づき実施しております。監査役と会計監査人の連携につきましては、必要に応じて隨時意見交換を行うことにより、経営に対するチェック機能の充実をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊東 孝	弁護士													
上甲 道人	他の会社の出身者										○	○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊東 孝	○	当社独立役員 伊東・實重法律会計事務所 弁護士、公認会計士 同氏は、当社と法律顧問契約を締結しておりますが、その報酬額は少額であり、株主および投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	伊東孝氏は、弁護士、公認会計士としての専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただため、社外監査役として選任しております。 同氏は、現在および過去において、札幌証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
上甲 道人		山崎製パン株式会社 当社は、山崎製パン株式会社との間で、製品販売および原料仕入等の営業取引をしておりますが、取引規模が少額であり、株主および投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	上甲道人氏は、山崎製パン株式会社における豊富な経験、幅広い知見を有しており、また企業法務に関する知識等、企業活動に関する豊富な見識を当社の監査体制に活かしていただため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の任期が1年であることから、その報酬については、当社の経営成績および取締役の業績等を勘案し毎期見直すこととしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

第82期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の取締役および監査役の報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役の報酬等の額 8名 83百万円(うち社外取締役 1名 3百万円)

監査役の報酬等の額 2名 15百万円(うち社外監査役 1名 4百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には使用者兼務取締役に対する使用者給与は含まれておりません。

2. 報酬等の額には役員退職慰労引当金の当期繰入額15百万円が含まれております。

3. 上記の支給人員には、無報酬の役員は含んでおりません。

4. 上記報酬等の額のほか、平成27年6月26日開催の第81期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役に対し6百万円支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役報酬規程の定めるところにより、取締役会により決定しております。監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、監査役報酬規程の定めるところにより、監査役の協議により決定しております。

なお、平成3年6月27日開催の第57期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額15百万円以内(ただし、使用者兼務取締役の使用者給与は含まない)、監査役は月額2百万円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の社外取締役および社外監査役のサポート状況といしましては、補佐する担当セクションとして総務部がこれにあたり、原則毎月1回開催される取締役会、経営会議における議題等の概要説明、欠席の場合は資料配布、議事録の送付、その他、業績状況の分析資料等について送付、説明するなどのサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、監査役設置会社であります。当社は、法定の機関として、株主総会、取締役および取締役会、監査役および監査役会、会計監査人を設置しております。

当社の取締役7名のうち1名が社外取締役であり、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。

業務執行につきましては、取締役会が法令および定款に則って重要な業務執行を決定し、取締役が取締役会で定められた担当および職務の分担に従い職務を執行しております。

取締役の職務執行の監視の仕組みにつきましては、取締役会が職務執行を監督、監査役が監査をしております。

なお、取締役会は、原則、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社は代表取締役の諮問機関として、取締役、監査役および執行役員を中心とした経営会議を設置し、重要事項の審議をするとともに、専門委員会として、人事委員会、設

備投資委員会、食品安全委員会、中央安全衛生委員会を設置し、それぞれの個別課題に早期対応ができる経営体制を整えております。なお、第82期に取締役会は14回、経営会議は13回開催しております。

監査体制につきましては、監査役については社外監査役2名を含む3名の体制とし、また社長直轄の内部監査室に2名を配置し、年2回の監査報告などを通じ問題点の把握と対策を講じております。監査の方法は、監査役は監査基準、内部監査室は内部監査規定および内部監査実施手続要領に基づき行っております。

会計監査は監査法人ハイビスカスに依頼しており、通常の会計監査のほか、監査人の独立性を損なわない範囲で、経営および組織的な問題を含め、会計上の課題について隨時相談や確認を行い、会計処理の適正性確保に努めております。平成28年3月期の当社の会計監査業務は、藤川芳己(監査年数2年)、大塚克幸(監査年数7年)が執行し、その他に公認会計士、及び公認会計士補数名が会計監査業務に係る補助を行っております。

当社は、上記監査体制、および『経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況』の【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】に記載の内容に加え、監査役の要請に応じて内部監査室における監査役の監査業務に関するサポートや会計監査人との定例的な意見交換等を実施し、連携および監査役機能の強化に向けた取り組みを行っております。

当社の社外役員の活動状況といいたしましては、毎月1回開催される取締役会、経営会議など、会社の重要会議に参加し、業務の執行状況等を聴取し、適宜意見を述べるなど活動しております。

当社は取締役の山本隆行氏ならびに監査役の伊東孝氏および上甲道人氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役設置会社であり、監査役会を構成する監査役3名のうち2名が社外監査役であります。また、取締役7名のうち社外取締役は1名であります。前項の内容に基づき、当社では取締役会が業務執行の状況を監督するとともに、監査を通じて取締役の職務執行の適正性を確保するよう努めています。社外取締役の山本隆行は、弁護士としての経験と専門的な知識を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から、監督していただくとともに、経営全般に対する助言をいただくことにより、経営の監視体制が強化されるものと判断しております。また、同氏を、一般株主との利益相反を生じるおそれのない独立役員として札幌証券取引所に届け出ています。社外監査役の伊東孝は、弁護士、公認会計士として企業財務、法務に広く精通され、企業活動に関する豊富な見識を有していることから中立的な立場で助言、意見をいただくことで当社における監査体制が強化されるものと判断しております。また、同氏を、一般株主との利益相反を生じるおそれのない独立役員として札幌証券取引所に届け出ています。社外監査役の上甲道人は、山崎製パン株式会社における豊富な経験、幅広い知見を有していることから、また企業法務に関する知識等、企業活動に関する豊富な見識を活かしつつ、客観的な立場から当社の経営全般に関する助言、意見をいただくことを期待しております。

以上の状況から、当社では現状のコーポレート・ガバナンス体制が十分有効なものであると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
その他	招集通知を当社ホームページへ掲載 臨時報告書を当社ホームページへ掲載し、議決権行使結果を開示

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.nichiryo-pan.co.jp/ir/ 決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、事業のご報告を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員:取締役 北川由香里 担当部署:総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動規範」
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動としては、食品安全への取組として、AIB(American Institute of Baking)の国際検査統合基準に基づく管理により異物混入防止対策と食品安全衛生管理体制および品質保証体制の強化を図っております。また、環境保全活動の一環として、企業から排出される廃棄物の削減に取り組んでおり、リサイクル化を前提とした廃棄物処分を行っているほか、照明器具のLED化や事業所近辺の清掃活動などを実施しております。
その他	当社は、北海道、青森県、札幌市、北海道警察と災害時における協力に関して協定を締結しております。 大規模災害が発生した際の迅速な支援と協力、日常の防災意識の高揚と強化に向けた取り組みを行います。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について、平成27年6月19日開催の取締役会において以下のとおり定めています。

1 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

経営理念や取締役会規則およびコンプライアンス委員会、コンプライアンス規程により、法令・定款等を遵守することの徹底を図る。また必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告するなどがバランス体制を強化する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書をはじめとする取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、機密文書取扱規則、電子機密情報取扱規則等に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)食品メーカーとして、「食の安全・安心」を最優先の課題として品質保証体制を構築する。製品の安全性の確保のため、全社的な組織的取り組みにより、日々の管理を実施し、AIB(American Institute of Baking)の「国際検査統合基準」に基づく教育指導・監査システムを活用し、総合的な食品安全衛生対策を推進する。また、行政機関、研究機関、原材料の納入業者およびお取引先等と適切に連携して食品の安全情報を的確に捉え、科学的なリスク分析・評価に基づいて食品安全事故の未然防止のために必要な措置を講じる。

(2)損失の危険の管理に関する諸規程を整備し、適切に運用する。また、業務の遂行過程において生じる各種リスクの管理は、リスク管理ガイドラインを基に各担当部門において行う。定期的にリスクの洗出しを行い、その回避、移転、低減等の対応プランを作成し、使用人の教育・研修を実施するなど、その顕在化に備える。

(3)不測の事態に備え、危機管理マニュアルを整備し、万一危機が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策チームおよび顧問弁護士等を含む社外支援チームを組織し、迅速な対応を行い、損害・影響等を最小限に止める体制を整える。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については月1回開催の経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、経営会議規程、組織・権限規程、職務分掌規程、そのほか社内諸規程においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務執行できるようにする。

5 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図る。また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの確立、普及、定着を図り、企業倫理および遵法精神に基づく企業行動を推進する。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行いうるものとする。

(2)内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセス改善に努める。

(3)取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。また、内部監査室等は自らの活動の結果を定期的に代表取締役社長に報告する。

(4)法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、従業員相談窓口および社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、コンプライアンス規程に基づき運用を行うこととする。

(5)当社およびグループ会社は、財務報告の信頼性確保のため、当社の定める「財務報告に係る内部統制に関する実行方針書」に従い、財務報告に係る内部統制を整備し適切に運用する。

6 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てにおいて当社のコンプライアンス規程およびリスク管理体制を適用し、グループ会社の取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。関係会社管理規程による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を見た場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

(2)グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べができるものとする。監査役は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めるができるものとする。

(3)グループ会社の取締役は、職務の執行に係る事項について、当社へ定期的に報告する。

7 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

(1)当社およびグループ会社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、「企業行動規範」「行動基準」その他の社内規程等を制定し、その徹底を図り、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することで、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する。

(2)反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務部と定め、事案発生時に備え、社内体制の整備を行い、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な関係を構築する。

8 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項および監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役がその職務を補助する使用者を置くことを求めた場合には、当該使用者を配置するものとし、配置にあたっての内容は、監査役と協議のうえ、その意見を十分考慮して検討する。

(2)監査役補助者の任命・異動に係わる事項の決定には、監査役の同意を必要とする。

(3)監査役補助者は、監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。

9 監査役への報告に関する体制

(1)監査役は取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議へ参加するとともに、取締役が決裁する稟議書やリスク管理・内部監査等に関する報告書の閲覧、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を受けるものとする。

(2)また前記に係わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用者ならびにグループ会社の監査役に対して報告を求めることができる。その場合、報告を求められた者は速やかに報告をする。

(3)監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしない。

10 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人および内部監査室と定期的に協議および意見交換を行う。

(2)監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設定し、監査上の重要課題について意見交換を行う。

(3)監査役は当社の法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めるができるものとする。

(4)監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、会社は、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

内部監査は、内部監査室が業務全般にわたる監査を実施し、適宜代表取締役社長へ報告・説明し意見を求め、不正の発見・防止およびプロセス改善に努めております。また、財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制に関する実行方針書」に沿って実施しております。

(2) コンプライアンス体制

コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会におけるコンプライアンスの状況の確認や問題等の把握、およびコンプライアンスに関する規程改定などを実施し、コンプライアンス体制を整備しております。また、不祥事や問題の発生を未然に防止するため、「日糧グループ従業員相談窓口」を設置し、定期的に社内への周知を実施しております。

(3) リスク管理体制

製品の安全性の確保のため、AIBに基づく教育・監査システムを活用した工場運営に加え、食品安全委員会を定期的に開催して課題の把握と改善を継続して行い、製品の品質保証体制を整えております。また、リスク管理ガイドラインに基づき、想定されるリスクの評価および見直しを定期的に実施しております。リスクの発生を未然に防ぐため、報告・連絡・相談の徹底を継続して啓発するなどしてリスク管理体制を整備しております。

(4) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会・経営会議等の重要な会議へ出席するほか、稟議案件等の書類閲覧や担当部署からの報告・説明を受け、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。また代表取締役と意見交換会を定期的に実施し、重要情報や問題点を共有し監査の実効性の向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、前項『内部統制システムに関する基本的な考え方及びその状況』に記載のとおり決議しております。

(1) 反社会的勢力への対抗姿勢として、「企業行動規範」「行動基準」その他の社内規程等を制定し、その徹底を図り、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することで、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する。

(2) 反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務部と定め、事案発生時に備え、社内体制の整備を行い、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な関係を構築する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆さまに対して、透明性・公平性・継続性を基本として正確で迅速な情報の開示を行う事を適時開示に係る基本方針とし、金融商品取引法および証券取引所に定められた重要事項および投資判断に影響を与える事項の把握につとめ、開示すべき会社情報が生じた場合には、迅速・正確かつ公平に適時開示する体制を敷いております。

1.会社情報の把握

(1)発生事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)

万一、事故・災害等が発生した場合、危機対応マニュアルに従い、関係部署から総務本部長に連絡する事となっております。特に、食品安全衛生に係る重大事故等の場合は、緊急対策本部設置マニュアルに従い、本社に社長を本部長とした対策本部を設置し、事故状況を迅速・正確に把握することとしています。

(2)決定事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)

重要な意思決定については、業務執行の決定機関である取締役会の事務局となる総務本部が開示すべき情報に該当するか否かについて確認しております。

(3)決算に関する情報

決算、四半期決算については、主管部署である経理本部が決算短信および財務諸表等の数値情報を、総務本部が定性的情報をそれぞれ取りまとめ、開示資料を作成しております。

(4)情報取扱責任者による会社情報の集約・管理

上記(1)～(3)に於いて収集された全ての会社情報については、情報取扱責任者(総務本部担当取締役)に速やかに報告し、情報取扱責任者のもとで重要な会社情報として管理することとしています。

2.情報開示の要否検討

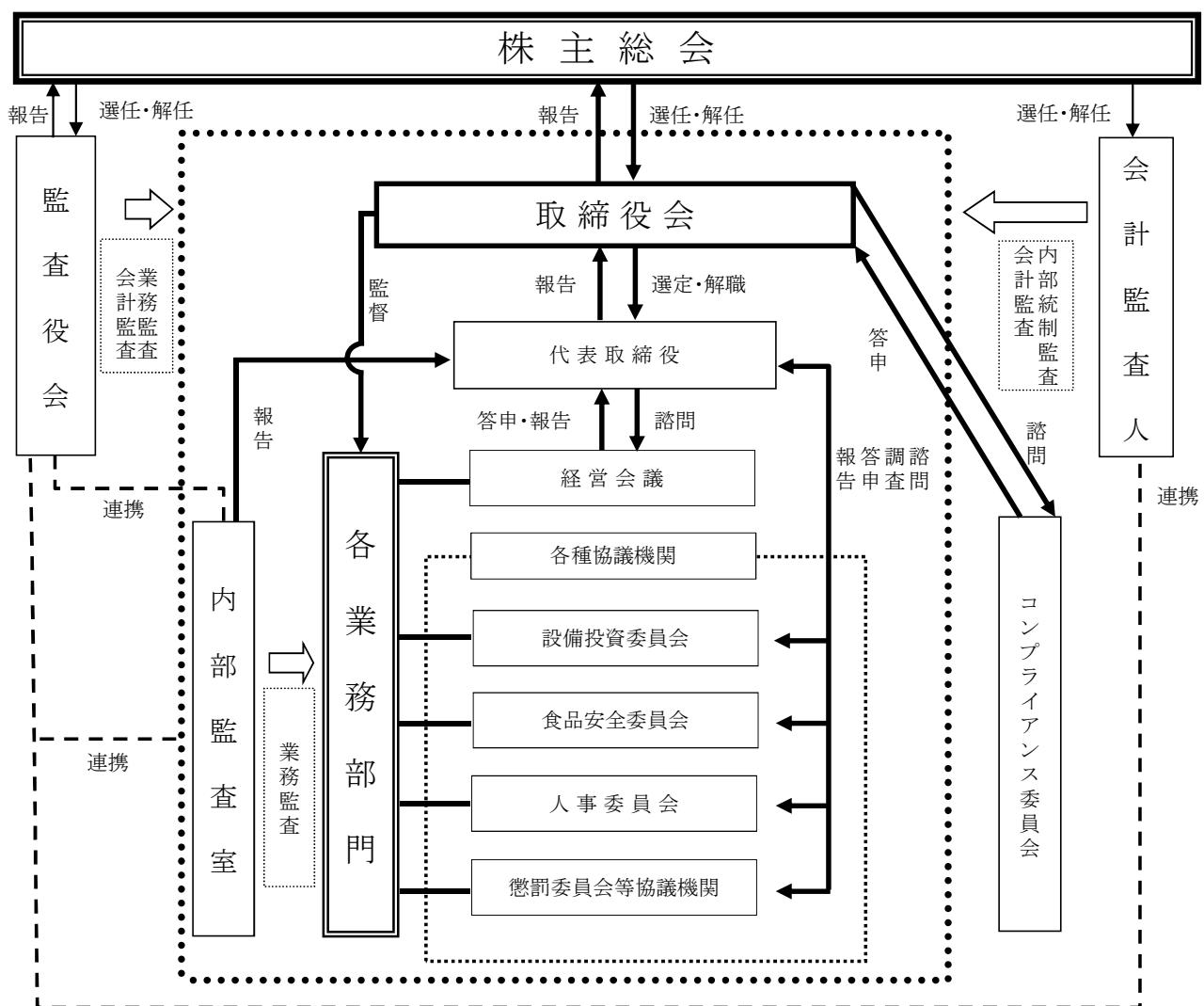
情報取扱責任者の指揮のもと、総務本部他関係部署との協議により重要性を判断し、証券取引所の適時開示規則に準拠して情報開示の要否を検討します。

3.適時開示の実施

開示すべき事項と判断した場合、直ちに代表取締役社長にその旨を具申し、発生事実については速やかに、決定事実および決算情報に関しては取締役会承認後遅延なく、証券取引所の適時開示情報伝達システムを利用し開示を実施致します。

(模式図は12ページをご参照ください。)

コーポレート・ガバナンス体制(模式図)



適時開示体制の概要（模式図）

